

部落差別がなくならないわけ ～人はなぜ部落を差別するのか～

1 開催にあたって

滋賀県民の人権意識を把握するため、5年に一度「人権に関する県民意識調査」が実施されています。2021,2016,2011 の調査には「家の購入やマンションを借りたりするなど住宅を選ぶときに価格や立地条件などが希望に合っても、近隣に同和地区がある場合、避けると思いますか?」という共通の問いがあります。「避けると思う」「どちらかと言えば避けると思う」と答えた人が3回とも 45%前後ありました。県内では部落差別解消推進法施行後8年間で21件の差別事件が発生しています。部落差別はなぜなくなるのでしょうか?

この研究協議会では、差別発言の背景にある社会構造を見抜く科学的な認識を持ち、社会を変えていく同和教育・人権教育を推進することをめざしています。今回は『差別する人の研究』を執筆された阿久澤麻理子さんからの講演を受けて、社会の変化の中で作りかえられ再生産されていく部落差別の本質についての研究協議を行います。

就学前、小学校・中学校、関係機関などからの参加もお待ちしています。

2 主催 (公社)滋賀県人権教育研究会 高等学校連絡協議会

3 日時 2024年12月12日(木) 14:00～16:40

4 会場 男女共同参画センター G-NETしが 大ホール
近江八幡市鷹飼町 80-4 TEL:0748-37-3751

5 日程 13:30～ 受付
14:00～ 開会行事
14:10～ 講演

大阪公立大学 人権問題研究センター 教授

阿久澤 麻理子 さん

15:40～ 意見交換
16:30～ 閉会行事

6. その他 ・どなたでも参加できます。参加を希望される方は12月6日(金)までに、FAXでお申し込みください。

12/12(木) 滋人教高校連協第2回研究協議会 参加申込書

所属 () お名前 ()

切り取らずにこのまま FAX してください。

FAX:077-525-5097

(公社) 滋人教発第 1 1 8 号
2 0 2 4 年 1 0 月 9 日

所 属 長 様

公益社団法人滋賀県人権教育研究会
会 長 角 出 好 隆
公益社団法人滋賀県人権教育研究会
高 等 学 校 連 絡 協 議 会
会 長 柏 原 淳
(公 印 省 略)

滋人教高校連協第 2 回研究協議会の開催について

平素は、本会の活動につきましてご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、滋人教高校連協では、標記の第 2 回研究協議会を、裏面の開催要項のとおり開催いたします。

つきましては、所属職員の積極的な参加をお願いしたく、ご配慮くださいますようお願い申し上げます。



〒520-0801 大津市におの浜 4-1-14
公益社団法人滋賀県人権教育研究会 事務局



TEL 077-525-5096
FAX 077-525-5097
e-mail sijinkyo@mx.biwa.ne.jp
ホームページ http://www.sijinkyo.jp